

寄付のご協力をお願いします

公益社団法人北海道勤労者医療協会  
勤医協札幌病院

地域みなさまの支援が  
地域医療の充実につながっています

### 勤医協札幌病院の理念

- 赤ちゃんから高齢者まで、やさしい医療めざします。
- 安全、安心、納得の医療を実践します。
- 憲法を守り、安心して暮らせる町づくりに貢献します。

当院では差額ベッド料をいただきません。また、経済的な理由で医療費や出産費用の支払いが困難な方は、「無料・低額診療制度」「入院助産制度」が利用できます。

頂いた寄付金は施設の維持や建設、医療機器の購入などに使わせていただきます。

※公益法人への寄付は税制上の優遇措置の対象となります。(裏面をご覧ください)

#### 寄付の方法

##### 【現金をお持ちいただく場合】

勤医協札幌病院 1階経理課にお越しく下さい。

##### 【お振り込みいただく場合】

振込用紙がありますので、職員にお声かけください。

##### 【お問い合わせ】

勤医協札幌病院 経理課

☎ 011-811-2246 (病院代表)

札幌市白石区菊水4条1丁目9-22

# 確定申告することで 税制上の優遇措置を受けられます

## 税制上の優遇措置を受けるために…



## 所得税

「税額控除」「所得控除」のどちらかを選択し、控除の適用を受けます

	税額控除制度	所得控除制度
特徴	寄付金額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく税額から直接控除するため、小口寄付の減税効果が高くなります。	所得控除を行った後に税率を掛けるため、所得税率が高い高所得者の方にとって減税効果がより大きくなります。
算出式	$(\text{年間の寄付金合計額} *1 - 2,000 \text{円}) \times 40\% = \text{控除額} *2$ *1 寄付金合計額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が対象寄付金となります *2 減税額は、所得税の25%を限度とします	$(\text{年間の寄付金合計額} *3 - 2,000 \text{円}) \times \text{所得税率} *4 = \text{控除額}$ *3 寄付金合計額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が対象寄付金となります *4 所得税率は課税される年間所得金額に応じて異なります

## 個人住民税

道民税と各市町村民税の両方で控除が受けられます

	道民税	市町村民税
算出式	$(\text{年間の寄付金合計額} *5 - 2,000 \text{円}) \times 4\% = \text{控除額}$	$(\text{年間の寄付金合計額} *5 - 2,000 \text{円} *6) \times 6\% = \text{控除額}$
	*5 寄付金合計額が、総所得金額等の30%に相当する金額を超える場合には、30%に相当する額が対象寄付金となります *6 5,000円の自治体もあります	

確定申告についてのご相談は、所轄の税務署にお問い合わせください。